

令和8年度 第1回伊賀市子ども未来応援会議 議事概要

日 時 令和8年5月20日(水) 午後2時～午後4時8分

場 所 伊賀市役所4階 庁議室

出席者 富田委員長、加納副委員長、南委員、窪田委員、野澤委員、川上委員、田中委員、
里中委員、井上委員、西口委員、脇本委員、藪中委員、森田委員、平野委員

配布資料

【資料1】伊賀市子ども未来応援会議委員名簿

【資料2】伊賀市子ども未来応援会議条例

【資料3】伊賀市こどもの権利条例スケジュール等

【資料4】伊賀市こどもの権利条例(骨子)

【資料5】伊賀市こどもの権利条例素案

【資料6】伊賀市こどもの権利条例案と解説文

【参考資料1】伊賀市子ども計画について

【参考資料2】伊賀市こどもの権利条例策定方針

開 会

1. あいさつ

◇出席者の確認(14名/18名)と会議成立の報告

◇健康福祉部長あいさつ

2. 委員の委嘱について(委員の紹介)

◇令和8年4月1日付で就任した委員を資料1(委員名簿)に基づき紹介

◇委嘱状を机上配布にて交付

◇事務局紹介・配布資料の確認

3. 伊賀市子ども未来応援会議について

◇参考資料2説明(子ども政策課長説明)

4. 委員長・副委員長の選任について

◇伊賀市子ども未来応援会議条例第5条に基づき、委員の互選により選任。

5. 伊賀市こども計画について

◇参考資料1説明(こども政策課主幹説明)

6. こどもの権利に関する勉強会

◇志治優美さん

(伊賀市こどもの権利に関するアドバイザー・CAP みえスペシャリスト)による講演
(質疑・発言)

※※委員 こどもの権利は大人にも共通するテーマ。条例・制度も大切だが、大人自身が声を上げる姿勢を示すことが重要。大人がそういう姿勢で生きていかないと、こどもにも伝わらない。大人がどう向き合うかという考え方についても伺いたい。

アドバイザー こどもから学ぶことが最大の学び。声を上げることはやっていいことだと覚えてもらいたい。こどもは大人が忘れてしまった力(感覚を使って感情を保つ力)を持っている。赤ちゃんが安心の声や体温によって空腹を和らげる例を挙げ、安心感がこどもの感情を支えることを説明。

※※委員 地域・親・教育者のつながりが欠損していると実感。学童保育などで社会的なフォローをどう構築するかが課題。

アドバイザー 学童保育の先生が意識的に「おかえり」と言う役割を担うことが大切。三重県のアンケートでも、地域に参加しているこどもは自己肯定感が高いという結果がある。条例は「みんなの約束」であり、わかっていることでも条例に落とすことに意義がある。

※※委員 こども計画において障がいのあるこどもへの対応が薄いのではないか。自治会活動でも車いすの用意など、健常者以外への配慮に取り組んでいる。

アドバイザー 障がいのあるこどもは力がないのではなく、社会的条件が足りないだけ。条件さえ整えれば同じように暮らせる。伊賀市の条例にぜひ盛り込んでほしい。※※委員の取り組みはまさにセーフティネットそのもの。

7. 議題

(1)伊賀市こどもの権利条例の制定スケジュールについて

◇資料3説明(こども政策課長説明)

(質疑・発言)

委員長 この件について、質問・意見はあるか。

※※委員 学校現場での人権・権利学習は児童生徒向けか教員向けか。また、現在は伊賀市独自の条例がない中で何を基に学習しているのか。

事務局 児童・生徒・教員の双方を対象に実施。現在は子どもの権利条約等を基に幅広い人権学習を進めており、小学3年生以上・中学生を対象として取り組んでいる。

委員長 その他ご意見がなければ次の議題へ移る。

(2)伊賀市こどもの権利条例素案について

◇制定に至る経緯および第1章～第5章について、事務局が章ごとに説明(資料4・5・6・参考資料2)し、順次審議。

(質疑・発言)

委員長 「こども」の定義が伊賀市こども計画(18歳未満)と異なる点に注意が必要。第1章については基本的な内容であり大きな問題はないと思われる。

※※委員 第6条第2項「自然・歴史・文化・芸術等」の列挙に「運動」も加えることを検討してはどうか。

事務局 ご意見として頂戴し、次回の会議に反映させる。

委員長 第20条の相談体制について、いじめ・虐待に関する既存相談体制との整合性・連携の位置づけが気になる。

事務局 現在、こどもの育ち支援課が教育委員会等と連携して相談体制を整えているが、条例への書き込みはまだ不十分。補償の部分も含め、中間案に向けて整理していく。

※※委員 条例制定を歓迎する。教師の言動でこどもが傷ついている事例や、授業の中でコンプレックスや嫌だったことを実名で言わせるような内容があり、一時的

な不登校になった子もいた。こどもが安心・安全に相談できる窓口の整備、授業内容のあり方を含めた権利侵害への対応体制の強化が必要。一件ごとの指導だけでなく、伊賀市全体として周知・対応してほしい。傷ついたこどもたちへのケアも重要。

事務局 声を上げられない子や保護者がいる現状を踏まえ、相談体制のベストな形を次回または最終案までにまとめていく。

※※委員 条例の文言だけでなく、解釈・運用が最も重要。この場の委員が条例を自分の言葉で説明できるよう、各委員の感覚をすり合わせる場が必要。この場の「安心・安全」があって初めて、こどもたちに良いものを届けられる。

委員長 各委員のご意見は重要。時間の制約もあるが、条例に関する議論は引き続き継続する。意見シートへの記入もお願いしたい。

※※委員 6月までにメールで集める意見は委員全員で共有できるか。こどものアンケート結果も見られるか。

事務局 すべての意見・アンケート結果を集約し、委員の皆様に共有する。

(3)その他

事務局 第2回会議は7月15日(水)午後2時から市役所にて開催予定。議題は条例中間案の協議およびこども計画の進捗について。正式には文書にて通知する。

委員長 本日の議事はすべて終了。マイクを事務局へ返す。

8. その他・閉会

健康福祉部長 条例は策定して終わりではなく、運用・啓発・周知が最も重要。各立場からのご意見を引き続きお寄せいただきたい。厳しいスケジュールの中でも、しっかり運用できるよう取り組んでいく。

事務局 閉会のあいさつ。第2回は先ほどご案内の通り。本日はありがとうございました。

閉 会